

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 莊一	
件名	令和4年度東大和市予防接種費助成金交付要綱の一部改正について			
	区分	1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則			
	部課機関			
<p>1. 要 旨</p> <p>子宮頸がんの発症原因の一つとして考えられているヒトパピローマウイルス（HPV）感染症のHPVワクチン接種について、国通知により積極的な接種勧奨が差し控えられていた間に、定期接種の機会を逃し、自費による接種を行った平成9年4月2日～平成17年4月1日生まれ（今年度18歳～25歳）の女性に対し、接種費用の償還払い（払い戻し）を実施するため、標記要綱の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HPVワクチンの助成金の交付対象となる者の要件を追加（年齢要件等） ・助成金の額の規定を追加（実費相当額、最大3回接種分） ・交付申請に必要な申請書等の様式を追加 <p>(2) 施行日 市長決裁日</p> <p>(3) 影響及び効果 上記年齢の接種機会を逃した方で今後接種する方（公費対象）との公平性が保たれる。</p>				
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年4月 HPVワクチンが定期予防接種となる ・平成25年6月 副反応報告があり、積極的勧奨を差し控えるよう国から勧告 ・令和3年11月 有効性が副反応のリスクを上回るため積極的勧奨再開を国が決定 ・令和4年3月 予防接種法施行令改正(4/1 施行) 接種機会を逃した方の令和4年4月以降の接種が定期接種となり、3月までに自費で接種済の方への償還払いを行う旨の通知が国から発出 ・令和4年6月 助成金の交付に係る補正予算の市議会における議決 				
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>なし</p>				
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>市公式ホームページへの掲載に加え、案内文等の送付により、速やかに対象者へ周知を行う。</p>				
<p>5. 審議結果</p>				

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。